

さいたま市インターネット広告支援業務仕様書

1 業務名

さいたま市インターネット広告支援業務

2 目的と概要

さいたま市の認知度向上と、訪問・定住人口の増加に繋げることを目的として、本市の強みや優位性、重点施策、事業、取組等を中心としたインターネット広告を準備し、掲出する。当該広告の配信中、受託者は、定期的に配信状況を分析し、必要に応じて市へ改善の提案を行い、広告に反映させる。

配信終了後は、広告ごとに配信実績・効果測定、及び今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した報告書を作成し、提出する。また、全ての広告の配信終了後、業務全体を包括した報告会を開催し、市へ説明を行う。

3 履行場所

受託事業所内外

4 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月23日まで

5 業務内容

(1) インターネット動画広告（以下、「動画広告」とする。）

ア 配信する動画広告媒体

(ア) TV e r 広告

(イ) ABEMA 広告

イ 広告設計業務

4に掲げた履行期間内において、市が提供する動画(15秒程度)の配信を行うため、動画広告の配信対象の調査や選定を行い、配信のためのターゲティングを行う。なお、コンパニオンADも掲載することとする。

配信対象(ユーザー属性)・配信地域・配信期間等の設定は、受託者からの提案等をもとに市と協議の上、決定する。

ウ 配信運用管理業務

動画広告の配信に必要な手続きや業務を行う。市が提供する動画が入稿規格に適合しない場合は、変換する。配信期間中は、広告の表示回数、閲覧者の属性(性別、年齢、地域、特性等)等の配信状況の分析を週1回以上行い、必要に応じて市に広告クリック数や広告入札単価の改善の提案を行うとともに、改善策を広告に反映させる。

エ 動画広告の効果保証

動画広告の配信にあたり、最低インプレッション数を保証する。インプレッション数が最低インプレッション数を下回る場合は、受託者の責任において配信期間の延長

を行うなどの方策を実施する。方策を実施しても下回る見込みとなった場合、市と受託者で協議して取り決めるものとする。

- ・最低インプレッション数：T V e r への動画広告 350,000 回
： A B E M A への動画広告 350,000 回

(2) 配信結果の報告

各広告の配信終了後 1 か月以内に、配信実績・効果測定、今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した配信報告書を作成し、報告する。配信実績については、配信媒体ごとに可能かつ必要な範囲で、年齢やデバイスなどの属性も含めたものとする。

なお、最後に実施した広告の配信報告書は、6 に基づいて実施する最終結果報告会までに提出するものとする。

6 最終結果報告会の実施

全ての広告の配信終了後、配信実績・効果測定・分析状況等をわかりやすく解説した資料を作成し、それを基に最終結果報告会を実施する。資料を踏まえ、今後のさいたま市の事業周知活動について、効果的な助言・提案を行う。

7 配信報告書

5(2)及び6に基づき作成した配信報告書を、P D F 形式で C D - R または D V D - R に保存し、提出する。併せて紙媒体に出力したものを提出する。

8 納入場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

9 一般事項

- (1) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、市に連絡する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、市の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合には、市と受託者で協議して取り決める。